

「ちょこっと活動・就労・活躍」事業登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇部市「ちょこっと活動・就労・活躍」事業（以下、「ちょこ活」という。）の推進を図るため、会社や家族、子供を中心とした生活から、自分のための生活へシフトするライフステージの転換期を迎え、時間を自由に使える働く意欲のある高齢者の社会参加を促す。また、要介護や病気にならないようにできる限り「自助」をし、社会における先輩、友人、近隣の同年代の人たちを「共助」することで、高齢者も高齢者を支え、社会参加することそのものが社会貢献という仕組みをつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「ちょこ活」は、職業を幹旋するものではなく、地域における個人の活動やその活躍を必要とするものへ情報を提供し、活用するものとする。

2 この要綱における「情報ステーション」は、「ちょこ活」に関する情報設置に賛同した企業・事業所・団体の「ちょこ活情報BOX」の設置場所とする。

3 本要綱に定めるもののほか、「ちょこっと活動・就労」登録者募集要領、「ちょこっと活躍」登録者募集要領及び「ちょこっと活動・就労・活躍」事業にかかる情報ステーション登録者募集要領（以下、「要領」とする。）に定めるとおりとする。

(登録資格)

第3条 「ちょこ活」への登録は、次に該当する者とする。

1 共通事項

(1) 宇部市(以下、「市」という。)に住所を有する概ね65歳以上を対象とする。

(2) 活動時間については、週1~2回程度、1回1~2時間程度とする。

(3) 活動については、有償・無償を問わない。

(4) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

(5) 法令に反する活動を行っていないこと。

(6) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを主たる目的とする活動を行っていないこと。

(7) 暴力団員でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体に所属していないこと。

2 「ちょこっと活動・就労」については、前項に加え、市に住所を有する企業・団体・個人とする。

3 「ちょこっと活躍」については、第一項に加え、自他共に認める知識・経験・技能を有し地域で活躍を希望する者、又は、社会参加のきっかけを探している者などで、登録を希望する者とする。また、半年以内に宇部市に転入の予定がある者も対象とする。

4 「情報ステーション」については、宇部市に住所を有し、「ちょこ活」にかかる情報カード設置の場を提供できる企業・団体・事業所等とする。

(登録手続)

第4条 「ちょこ活」に登録しようとする者は、要領のとおり申込みするものとし、必要に応じてその他資料を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録決定通知を当該申込みした者（以下、「登録者」という。）に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、必要と認める事項を「ちょこ活」登録決定通知に記載するものとする。
- 4 第一項に基づき情報カードの申込みがあり、第二項に該当する場合は、市が登録決定通知に記載する指定した情報ステーションへ情報カードを設置することができる。
- 5 前項に規定するものについては、登録者が登録決定通知及び情報カードを持って、情報ステーションへ設置するものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間については、次のとおりとする。

- 1 「ちょこっと活動・就労」については、採用する事実が無くなったその日までとする。
- 2 「ちょこっと活躍」については、登録日から最長1年間とし、更新を希望する場合は、市から送付する登録更新確認書を提出することにより継続することができるものとする。ただし、更新手続きは毎年度替わりの時に行い、全員同時に行うものとする。
- 3 「情報ステーション」に設置している「ちょこ活」情報については、3カ月毎に更新するものとする。ただし、登録者による取消や修正等がない場合はそのまま設置するものとする。

(登録の取消)

第6条 市長は、登録者において、本要綱及び各要領の目的に反する行為があったとき、又は採用する事実が無くなった等の理由により登録辞退の申し出があったとき、その他市が適切ではないと判断した場合は、登録の取り消しを行う。

- 2 申し出の方法については、各要領に定めるとおりとする。
- 3 前項に該当するもので情報カードを設置している場合は、登録者本人により情報カードを撤去する。

(登録者の活用)

第7条 「ちょこ活」に登録された情報は、登録者と依頼者との双方で調整するものとする。ただし、市長は、本事業において職業斡旋は行わない。

(活動の報告)

第8条 前条に記載する活用事実が発生した場合は、採用の有無にかかわらず、その内容を各要領に従って、活動報告書に記入し、市長へ報告するものとする。

(損害賠償等)

第9条 登録者は、故意又は過失により情報ステーションの施設他の物件を損傷し、又は滅失させたときは、その損害は、設置希望者が情報ステーションへ賠償するものとする。ただし、市は、特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

- 第10条 登録者が「ちょこ活」情報設置にあたり第三者に損害を与えたときは、登録者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由により生じた場合は、その限りではない。
- 2 登録者の責めに帰すべき事由により生じた損害について市が第三者に賠償したときは、市は設置希望者に対し、当該賠償した額及び当該賠償に伴い発生した費用について求償権を有するものとする。

(緊急時の対応)

第11条 登録者は、登録期間内において「ちょこ活」に関連し、事故、災害等の緊急事態が発生したときは、登録者は速やかに必要な措置を講ずるとともに、市及び関係者に対し、通報又は報告をしなければならない。

- 2 前項の場合において、登録者は、市と協力して事故等の原因調査を実施し、及び再発防止策を講じなければならない。

(秘密の保持)

第12条 登録者は、「ちょこ活」に関して知り得た事実を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。登録期間が満了し、又は登録者の指定が取り消された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 登録者は、個人情報が適切に保護されるよう配慮しなければならない。

(情報の取扱い)

第14条 「ちょこ活」における情報の取扱いについては、宇部市個人情報保護条例及びそれに関連する法令等を遵守しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱を定めるもののほか、「ちょこ活」に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 10 月 11 日より実施する。

附 則

この要項は、平成 30 年 8 月 10 日より実施する。